

男鹿市行政改革大綱（次期大綱）の策定について

本市の行政改革の取組は、平成17年3月の市町合併以降、男鹿市総合計画に掲げる将来像の実現のため行政改革を全庁的な重要課題と捉え、社会情勢や市民ニーズの変化に対応しながら5次にわたり行政改革大綱を策定し各種取組を推進してきたところである。

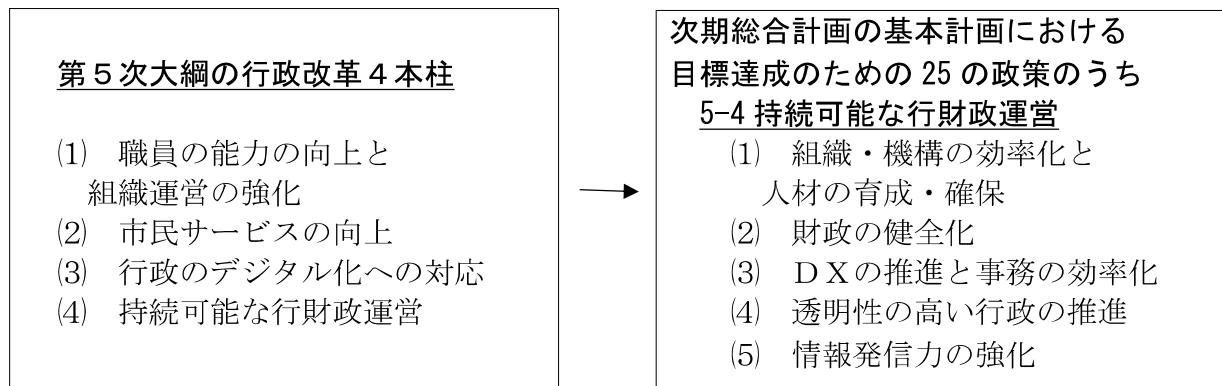
今まででは総合計画と整合性を図りつつ別々の計画として策定していたが、行政改革は常に取り組むべき事項として次期総合計画に統合し、総合計画の中に行行政改革を位置付け推進していくものとする。

1 これまでの行政改革の取組

大綱次数	策定年次	取組項目など	財政効果
第1次 H17～21	H17.12月	(1) 時代の変化に対応した事務事業の見直し (2) 定員管理と給与等の見直し (3) 公共施設の見直し (4) 指定管理者制度の活用と民間委託の推進 (5) 第三セクターの見直し (6) 職員の資質向上に向けた能力開発の推進 (7) 組織・機構の再編整備 (8) 審議会等の見直し	1,990,179 千円 実績は H18～21
第2次 H22～26	H21.12月	(1) 時代の変化に対応した事務事業の見直し (2) 定員管理と給与等の見直し (3) 公共施設の見直し (4) 指定管理者制度と民間委託の見直し (5) 第三セクターの見直し (6) 職員の資質向上に向けた能力開発の推進 (7) 組織・機構の見直し (8) その他推進事項	1,600,994 千円 実績は H22～25
第3次 H26～30	H26.2月 【見直し】 H28.11月	(1) 事務及び事業等の見直し (2) 公共施設等の適正な管理 (3) 定員管理と給与の見直し (4) その他推進事項	1,466,198 千円 実績は H26～29
第4次 H30～R3	H30.2月 【見直し】 R2.3月	(1) 行政運営の質の向上 (2) 市民との協働の推進 (3) 財政健全性の確保	1,206,092 千円 実績は H30～R3
第5次 R4～R7	R4.3月	(1) 職員の能力の向上と組織運営の強化 (2) 市民サービスの向上 (3) 行政のデジタル化への対応 (4) 持続可能な行財政運営	—

2 男鹿市総合計画への統合

第5次大綱の推進期間は令和7年度で終了するが、令和8年度以降は大綱の策定によらず男鹿市総合計画によって行政改革に取り組むこととする。第5次大綱の基本方針である「新しい時代に即した行政改革の推進」及び行政改革の4本柱については、次期総合計画の基本計画の中で継承していく。



3 男鹿市行政改革推進委員会について

これまで行政改革推進委員会においては、行政改革を推進するために本市が取り組んできた事項に関し、審議等をいただいてきたところであるが、令和8年度以降は、男鹿市総合計画及び個別計画によって行政改革を推進することとなり、評価・検証についても総合計画の進捗管理の中で実施することから、第5次行政改革大綱の総括評価をもって、委員会を解散することとする。

【今後のスケジュール】

令和7年10月1日 行政改革推進委員会（令和6年度実績報告）

令和8年 6月予定 総括評価 (令和7年度実績報告・解散)